

社団法人 東京都獣医師会 学校飼育動物活動事業要綱

前文

青少年の問題行動が増加し、少年犯罪の頻発、凶悪化、低年齢化の進む中、文部科学省の学習指導要領（解説書）の中に「動物飼育について地域の獣医師との連携と指導」が明記されるようになり、学校飼育動物を通じての体験教育は子どもたちの心の成長に果たす役割が大きいとされている。

また、ヒューマンアニマルボンド（人と動物の絆）の研究において、人と動物の相互作用から生まれる人への好影響が科学的に解明されてきて、そのことは子どもたちの心身の発達のためには欠くことのできないものとなっている。昨今では育児家庭での動物飼育が減少し、特に都市化や少子化の進む東京都においては、学校等での動物飼育はよりいっそう重要になってきている。

これらを踏まえ、本会の学校飼育動物支援活動は、公益法人として、また獣医師という専門家として学校飼育動物の飼育および公衆衛生指導を介して、子どもたちと学校飼育動物の健康を守り、これからの社会を担う子どもたちの情操教育および科学教育を支援することを目的としている。

この活動において、本会は専門的な立場から、教育委員会・学校関係者などと、それぞれの必要性の共通認識を持ち、連携していくことが大切であり、その際に「地域の学校の要請に応じて専門家集団として積極的な活動を行い、実績を積み重ねて徐々に恒久的な連携体制を作るよう、学校や教育委員会に働きかけることが問題解決への早道である。」という認識を会員が共有する必要がある。

また、本会が一体となってこの活動を発展させるためには、現状の問題を真摯に受け止め、活動の方向性を明確に打ち出し、本部と支部とが目的意識を共有できるような体制を構築しなければならない。また各支部への支援体制は、画一的なものではなく、それぞれの支部の置かれている状況に応じて、地域に即した協力体制を整えることが必要である。

そして最終的には、すべての学校に学校獣医師としての会員獣医師の配置が行われ、子どもたちの健全育成に寄与することを目標に活動を推進していくものとする。

名称

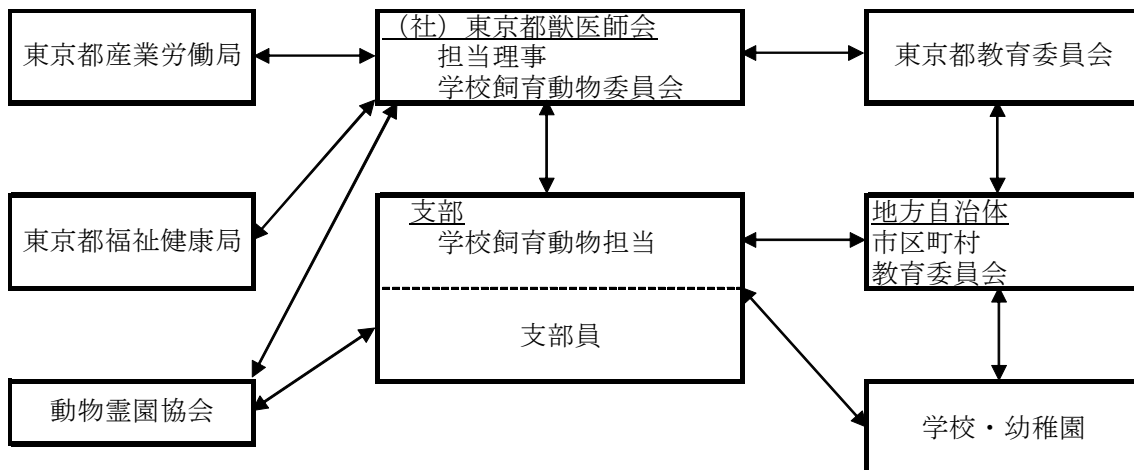
（社）東京都獣医師会（以下、本会と称す）が公益法人として都内学校飼育動物に関わる活動を学校飼育動物活動事業（以下、本事業と称す）といい、本事業はこの要綱に定めるところにより行う。

目的

本事業は、獣医師としての専門的な立場から子どもたちへの情操教育や科学教育、および動物愛護精神の育成を支援し、人獣共通感染症に対する予防および啓発活動を行うことにより、子どもたちの健全育成に寄与することを目的とする。また、そのために、すべての学校に学校獣医師として獣医師が配置されるように配置されるように図るものである。

組織および連携

1. 本会は本事業の推進を図るために学校飼育動物委員会を設置する。
2. 本会の開業支部に学校飼育動物担当者をおく。
3. 本会および支部は以下に示す協力関係を構築し事業の推進に努める。



活動

本事業推進のため以下の活動を行う。

1. 本会
 - ① 本要綱に基づき、支部活動、委員会活動が円滑に進むよう、関係各機関への活動の意義、必要性を発信する。
 - ② 全国の情報を収集し、関係各機関および各支部に対して発信する。
 - ③ 関係各機関への支援要請などの働きかけを行い協議の場をもうける。
 - ④ 全国の獣医師会と連携し、本事業が円滑に進むよう努力する。
2. 学校飼育動物委員会
 - ① 各支部の活動状況を集積、分析し本会へ報告し、助言する。

② 各支部の要請に応じて必要な協力、支援を行う。

③ 必要に応じ、関係各機関との協議の場を設ける。

3. 支部

① 学校現場を支援するために、地域の教育委員会ならびに学校関係者と緊密な連携を構築し、学校飼育動物の飼育および健康管理に専門的な立場として積極的に関わっていく。

② 各支部で、地域の関係各機関に対して支援要請の働きかけを行うよう努める。

③ 本会および委員会と連絡し、支部の現状等についての報告を行う。

雑則

本事業を推進するにあたり、この要綱に定めない不測の事態が生じた場合は、理事会において状況に応じ協議し適切な措置をとることができる。

附則

この要綱は平成 18 年 5 月 1 1 日から施行する。

契約締結にあたって

東京都獣医師会〇〇支部

青少年の問題行動が増え、少年犯罪の頻発、凶悪化、低年齢化の進む中、文部科学省の学習指導要領（解説書）の中に「動物飼育について地域の獣医師との連携と指導」が明記されるようになり、学校飼育動物を通じての体験教育は子どもたちの心の成長に果たす役割が大きいとされています。また、ヒューマンアニマルボンド（人と動物の絆）の研究において、人と動物の相互作用から生まれる人への好影響が科学的に解明されてきて、そのことは子どもたちの心身の発達のためには欠くことのできないものとなっています。昨今では育児家庭での動物飼育が減少し、特に都市化や少子化の進む東京都においては、学校等での動物飼育はよりいっそう重要になってきています。

これらを踏まえ、本会の学校飼育動物支援活動は、公益法人として、また獣医師という専門家として学校飼育動物の飼育及び公衆衛生指導を介して、子どもと学校飼育動物の健康を守り、これからの社会を担う子どもたちの情操教育及び科学教育を支援することを目的としています。

〇〇区（市）立小学校・幼稚園における動物飼育支援活動に関する契約書 （ひな形）

〇〇区（市）（以下「甲」という。）と社団法人東京都獣医師会〇〇支部（以下「乙」という。）とは次の条項により、飼育動物の診療および飼育指導等について、委託契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、〇〇区（市）立小学校・幼稚園における動物飼育が円滑に行われるよう、甲が乙の協力を得て実施する支援活動の内容・手順等を定め、動物飼育を通じた情操教育の質の向上を目的とする。なお、ここに定める動物とは、〇〇区（市）立小学校・幼稚園で飼育されている哺乳類、鳥類とする。

（業務内容）

第2条 乙は、〇〇区（市）立小学校・幼稚園で飼育する動物に関する相談を受け助言を行う。

- 2 定期訪問を行い、飼育動物の飼育環境の把握に努める。
- 3 動物の診療を行う。
- 4 動物の死亡時には遺体検案を行い、別に定める社団法人東京都獣医師会と動物霊園協会との間の契約にもとづき、埋葬の手続きを行う。

（契約期間）

第3条 この契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに甲乙双方から何の申し出もない時には、この契約は1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（委託料）

第4条 上記第2条において定める業務に関わる委託料は、〇〇〇,〇〇〇円とする。

（委託料の請求）

第5条 乙は、業務報告書等を添えて、委託料を甲に請求するものとする。

（委託料の支払い）

第6条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、業務報告書等の内容を審査し、適正と認めた場合、これを請求の日から30日以内に乙に支払うものとする。

(契約外の事項)

第7条 本契約に定めのない事項あるいは疑義が生じた場合には、甲・乙協議の上定めるものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲と乙とが各々記名押印して、各自 1 通を保有する。

平成□□年□月□日

甲 ○○区(市)長

⑩

乙 東京都獣医師会○○支部支部長

⑩